

## 体罰根絶宣言

スポーツは、人類にとって世界共通の貴重な文化であり、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神の涵養など人生をより豊かに充実させるものです。

子どもたちにとって、スポーツは体力の向上や健康の増進はもとより、生きる力を育み、他者への思いやりや協同の精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成します。

そのようなスポーツにおいて、体罰による指導は、いかなる場合も許されるものではなく、決してあってはならないものです。

体罰は、人権尊重の精神に反し、指導者とスポーツを行う者相互の信頼関係を根底から崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定するものです。

私たちは、日々の指導が子どもたちの未来を担うという重責を改めて自覚し、力を結集して、体罰の根絶を宣言します。

「私たちは、体罰をしません。」

「私たちは、体罰をさせません。」

「私たちは、体罰を見過ごしません。」

平成 29 年 10 月 1 日

大阪府ドッジボール協会

## 「体罰」問題に関して

### ■はじめに

スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっています。特に、心身の成長の過程にある中学校・高等学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公平さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

スポーツ基本法（平成 23 年 6 月 24 日法律第 78 号）（抜粋）

#### 第二条

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである…（以下略）。

※引用：運動部活動での指導のガイドライン（文部科学省）P1

### ■趣旨

指導者による試合中や練習中に叩く、殴るなどの「暴力」行為、また、社会的に問題とされるような「暴言」が使われることについて「体罰」とくくり、本協会において体罰根絶に関する意識の啓発と発生を未然に防ぐために、「体罰」とは何かを明確にするために示したものである。また、「体罰」を目撃した場合の通報受付や、対処方法なども示すこととする。

### ■指導者の役割

本スポーツ活動の目的は、勝負に勝つだけではない。体力技術向上は勿論だが、規律やマナーを守り、人を学び、人格の形成を培うことで、健全な心を育てる事が大切な目的であると考えられる。

指導者の役割は、先の活動目的を達成するためのサポーターをすることであり、生徒が将来の完成した自分の姿の見本になることである。生徒や家族は、そんな人間教育を理解し育ててもらえることを信じて、我が子（生徒）を指導者に預ける。よって、指導者は、生徒の心や体を決して傷つけてはいけない。また、指導者自らの自己満足を求めて指導をしてはいけない。全ては、生徒のための指導でなければならない。

指導方法について、協会として、指導方法についてのマニュアルはなく、また口を挟む権限はないと考えている。しかしチームや指導者が協会登録者である限り、社会的、スポーツ精神的に行き過ぎた指導や活動は、協会として注意や改善指導をさせてもらわなければならないと考えている。例を挙げると、試合が劣勢になり、選手の気持ちが落ちてしまったとき、指導者は気を上げる方法として、声を荒げたり体を叩いて奮い立たせたりしたくなることは、時としてあるかもしれない。この行為を行って、挽回することもあるかもしれない。しかしそれは、本来の指導目的ではない。「体罰」を行って、勝負の結果は達成するかもしれないが、その陰で心や体に深い傷を負い、取り返しのつかない結果を生む可能性が十分にある。指導者がその傷をおわす権限はない。先に述べた「体罰」をしなくて劣勢を跳ね返せないのは、仕方がないことを指導者は知らなければならない。

#### ■体罰とは

根本的には生徒が感じたことが全てであることが前提である。叩いたか撫でたかは、指導者が決めることではない。暴言か叱咤激励かを決めるのも同じである。

指導者として許されない行為・発言は次の通りである。暴力行為として、殴る、蹴る、叩く、突く等、体に触れて痛みを与える行為。暴言行為として、本人が人格を否定され、心が萎える言動として、しね、でていけ、へたくそなどの言葉や、みんなの前で辱めを感じる発言。本人の身体や容姿に係る発言。

体罰は周囲も絶対に容認してはならない。

結論として、「指導者は何があっても生徒の心と体に傷(痛み)をあたえてはいけない。」

#### ■違反した者への罰則について

聞き取り調査などを行い、体罰と認められた場合の罰則は以下の通りとする。

当事者

- ・半年間の出場停止
- ・チーム内活動（練習等も含む）禁止

当事者以外（監督・代表者などチームを管理している人）

- ・口頭注意
- ・活動停止
- ・出場停止
- ・報告書提出

#### ■体罰問題に関する専用相談窓口（大阪府協会理事長のみ閲覧可能としております）

E-MAIL [odba\\_taibatsu@yahoo.co.jp](mailto:odba_taibatsu@yahoo.co.jp)

平成 29 年 10 月 1 日

「体罰問題に関して」は、日本体育協会、文部科学省が発行しているガイドラインを参考に作成しました。一部抜粋したものをここに記します。

なお、これらのガイドラインの全文は当協会のホームページに掲載しております。

全文をご覧いただき、内容をご理解いただきますようお願いいたします。

## ■文部科学省発行

### 「運動部活動での指導のガイドライン」

学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。

校長・指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行なうことが必要です。

学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成 25 年 3 月 13 日に「体罰根絶宣言」を発表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成 25 年 4 月 25 日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

P8-9 より抜粋

### 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

①殴る、蹴る等。

②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を

超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
  - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
  - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
  - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇の発言や行為、嫌がらせ等を行う。
  - ④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
  - ⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
  - ⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

P11 より抜粋

#### ■日本体育協会発行

「スポーツ指導における体罰とセクシャルハラスメントの留意点について」

民法第 822 条では、「親権（保護者）を行なうものはその子供に必要な範囲で懲戒することができる」とあります。スポーツ指導においても、保護者の同意がある限り、必要な範囲でこの保護者の懲戒権と同等の権利を行使できるとされています。ですが一切の「体罰」は禁止されています。「叱る」＝「体罰」ではありません。体罰はその要素として個人的な感情を含むものです。これはもはや指導や教育というものではなく、ただの暴力です。ですから体罰はどんな理由があろうとも許されない行為なのです。

今まで、体罰は「愛のムチ」や「言葉で言うよりもわかり易い」などといって、一見、指導として行なわれていた傾向があり、特にスポーツの現場ではそういった行為が多く見受けられました。当然、指導か体罰かの判断が難しいこともあります。しかし、クラブの指導として体罰（相手を叩く、蹴る、言葉の暴力など）は絶対にしてはいけません。傷害罪、暴行罪としてその責任が問われてしまうことになります。子どもたちを暴力において指揮・監督するという考え方は全く間違った考え方です。

一部抜粋